

令和8年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月27日（金曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所本庁 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小夜子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
中津 富夫	米倉 千春	土器 三紀夫	中津 ゆみ子
山口 長徳	鶴田 幸一	園田 義保	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

農地利用最適化推進委員 吐師 伸次郎

事務局職員

事務局長 木原 俊一郎	事務局長補佐 川上 大輔
農地調整係長 松田 篤志	農地調整係主査 宮原 直子
農地調整係主任主事 中村 清人	農地調整係主事 遠目塚 壘

畜産農政課

課長補佐 遊木 凡子

議 題

- 報告第17号 農地等の合意解約について
- 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第58号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について
- 議案第59号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第61号 非農地証明願いについて
- 議案第62号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第63号 地域計画の変更に係る意見聴取について

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和8年3月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 吐師委員から本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。 よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で、定足数に達しています。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に竹下会長代理と新原委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第17号並びに議案第57号から議案第63号までを議題とします。 事務局長に議案の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長 議長 (会長)</p>	<p>はい、事務局長。 (議案朗読) はい、議案の朗読が終わりました。 これより報告並びに議案の審議に入ります。 まず、報告第17号「農地等の合意解約について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、事務局。 それでは、報告第17号、農地等の合意解約について説明しま</p>

議長（会長）	<p>す。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は41件です。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>2ページ目をご覧ください。</p> <p>システム移行による様式の変更はありません。</p> <p>今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。</p> <p>整理番号1番ですが、耕作者変更のため解約するものです。</p> <p>整理番号2番から5番ですが、所有者が自作するため解約するものです。</p> <p>続きまして、4ページをお開きください。</p> <p>整理番号21番ですが、農地中間管理機構へ移行するため解約するものです。</p> <p>続きまして、5ページをお開きください。</p> <p>整理番号38番および39番ですが、今後転用するため解約するものです。</p> <p>整理番号40番ですが、耕作者変更のため解約するものです。</p> <p>以上ご報告します。</p> <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>これより審議に入ります。</p> <p>各委員からの質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、報告第17号の質疑を終結します。</p> <p>次に、議案に入ります。</p> <p>議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>

事務局	<p>それでは、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転18件、権利の設定1件の合計19件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>次の8ページをご覧ください。</p> <p>システム移行に伴いまして様式の変更がありますので、様式について説明します。</p> <p>様式の変更点としましては、大きく4点です。</p> <p>1点目は申請番号ですが、これまで所有権移転と権利の設定の番号を分けて番号をふっていました。新様式では連番となります。</p> <p>順番としてはこれまでと変わらず、所有権移転の後に権利の設定が出てくる順となります。</p> <p>2点目は、権利関係の表記が変更されています。</p> <p>後ほど具体的に説明します。</p> <p>3点目は、受け人、渡し人の年齢の表記がなくなっています。</p> <p>4点目は、渡し人の職業の表記がなくなっています。</p> <p>表の権利の欄をご覧ください。</p> <p>これまでは権利関係の表記は、売買、贈与、賃貸借、使用貸借という表記でしたが、新様式では売買の場合は有償、贈与の場合は無償と表記されます。</p> <p>次に、表の中ほどにあります経営面積の欄をご覧ください。</p> <p>表記としましては、経営、自作、借入、貸付と表記されています。</p> <p>経営の面積は、所有地の面積である自作の面積、貸借して借り</p>
-----	---

	<p>入れている借入の面積の合計面積となります。</p> <p>貸付の面積については、経営の面積に含まれませんのでご注意ください。</p> <p>慣れるまでは見づらいかと思いますが、どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案の説明に入ります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、1046平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆、1171平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>続きまして、整理番号3番。</p> <p>畑1筆、2038平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>田1筆、1201平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>続いて、9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>田1筆、99平米の売買です。</p> <p>総額〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、森永委員の掘り起こしです。</p> <p>補足です。</p> <p>申請農地は、筆界未定の農地ですが、隣接者と立会いを行い、双方ともに境界について承諾し争いがないことを事前に確認しています。</p>
--	--

<p>整理番号6番。 田1筆、975平米の贈与です。 整理番号7番。 畑2筆、831平米の贈与です。 備考欄のとおり、岩屋委員の掘り起こしです。 また、申請地は2名の共有地です。 整理番号8番。 9ページから10ページとなります。 田6筆、9911平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、増田委員の掘り起こしです。 整理番号9番。 畑1筆、1240平米の売買です。 総額〇〇〇〇〇〇〇円です。 備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。 整理番号10番。 田1筆、4087平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号11番。 田2筆、5532平米の売買です。 総額〇〇〇円です。 整理番号12番。 10ページから12ページとなります。 田19筆、畑1筆、4万4896平米の贈与です。 備考欄のとおり、親から子への生前一括贈与です。 整理番号13番。 12ページから13ページとなります。 田7筆、4071平米の売買です。</p>
--

<p>総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号14番。</p> <p>畑1筆、297平米の贈与です。</p> <p>整理番号15番。</p> <p>畑2筆、2375平米の贈与です。</p> <p>整理番号16番。</p> <p>13ページから14ページとなります。</p> <p>田3筆、3008平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、農地所有適格法人による取得です。</p> <p>また、当該法人は農地を新規で取得されますので、営農計画書 が併せて提出されています。</p> <p>整理番号17番。</p> <p>畑3筆、5189平米の売買です。</p> <p>総額〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、新規で農地を取得されますので、営農計画書 が提出されています。</p> <p>宅地農地を一括で購入するということで、宅地に隣接している 畑が申請農地となっています。</p> <p>整理番号18番。</p> <p>田2筆、2269平米の売買です。</p> <p>総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>続きまして、権利の設定になります。</p> <p>整理番号19番。</p> <p>田1筆、3237平米の使用貸借です。</p> <p>備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>以上所有権移転18件、権利の設定1件、計19件です。</p>
--

議長（会長）	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第57号については、各担当委員に現地確認等を行っていただいています。</p> <p>農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。</p> <p>それでは、所有権移転、整理番号1番の農地の報告を吐師委員に代わって事務局に、それから申請人「受け人」の報告を庄村委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を事務局にお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>整理番号1番の農地について、吐師委員の調査報告を代読します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇〇〇〇より東に300メートルの場所です。</p> <p>基盤整備はしてありません。</p> <p>農地の形状は良いです。</p> <p>申請農地周辺は、農地と宅地に囲まれています。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>申請農地の作付状況は、水稻が植えつけた跡がありました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、申請人「受け人」の報告を庄村委員にお願いします。</p> <p>はい、庄村委員。</p>
庄村委員	<p>整理番号1番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者はいません。</p> <p>取得後は稲作をされます。</p> <p>地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>問題ないと判断します。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を宮田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>はい、吉田委員。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>整理番号2番の農地1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされていませんが、形状は良くだいたい四角です。</p> <p>申請農地周辺には、南側に宅地があり、他は田んぼです。</p> <p>日照、用排水も良好で、接道はやや狭いですが良好です。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を宮田委員にお願いします。</p> <p>はい、宮田委員。</p>
<p>宮田委員</p>	<p>受け人の状況を報告します。</p> <p>まず、この本人にはですね、直接お会いしましたが、この方は〇〇地区に今現住所があります。</p> <p>〇〇〇〇〇の少し先の左に上がったところに、現住所があります。</p> <p>〇〇〇の方に本宅があって、ここから駆けて行ったり、あと〇〇地区に今母牛を19頭飼育しています。</p> <p>だから、〇〇の場所を買われたということでした。</p> <p>今後は繁殖業主体でやっていくそうです。</p> <p>先ほど話しましたように、田んぼに野菜、イタリアン、米等を栽培したいということでした。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号3番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p>

増田委員	<p>申請番号3番の農地について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はしてありません。</p> <p>農地の形状はいいです。</p> <p>申請農地周辺一帯は畑です。</p> <p>日照良好です。</p> <p>接道良好です。</p> <p>用排水も良好です。</p> <p>作付として、〇を栽培されるそうです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>申請番号3番の受け人は、〇〇自治会に住んでいます。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>稲作と〇ですが、〇が専門です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>後継者は、後継者本人です。</p> <p>取得後の利用状況は〇を植えられるそうで、現在〇を終えています。</p> <p>所有農地の畦畔の管理は良好です。</p> <p>地域との調和も良いです。</p> <p>以上報告します。</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転整理番号4番の農地の報告を中津ゆみ子委員に、申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>まず農地の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>はい、中津委員。</p>
中津ゆみ子委員	<p>整理番号4番の件1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備は進んでいますが、ほぼ遊休地化してましたが、現在</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>は耕作してきれいに整備されてました。 日照、接道、用排水は良好です。 以上報告します。</p>
<p>上村委員</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を上村委員にお願いします。 はい、上村委員。 整理番号4番の受け人の状況について報告します。 受け人は、稲作主体の専業農家です。 渡し人との関係は、他人です。 後継者は息子さんがいますが、まだわからないとのこと。 受け人は、そういう農地の畦や用水路の管理も適正に管理されて おり、問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号5番の農地および申請人「受け人」の報告を、 森永委員にお願いします。 はい、森永議員。</p>
<p>森永委員</p>	<p>申請番号5番について報告します。 まず農地の関係ですけれども、国道221号の〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇から小林に向かって、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇というのがありますが、 その手前のカーブのところになります。 三角形で1アールもないような土地です。 日照については東側に宅地がありますけれども、その陰によ って少し日当たりが悪いのかなという感じがしています。 接道は国道の横ですので、良いと思います。 用排水については、少し悪いと思います。 申請農地の作付は、今はしてありませんでした。 続きまして、受け人について報告します。 受け人は〇〇〇自治会に住んでいて、専業で稲作を中心として 行っています。 渡し人との関係は、他人です。</p>

議長（会長）	<p>後継者はいます。</p> <p>取得後の農地につきましては、果樹、梅等を植えたいということ聞いています。</p> <p>所有農地の畦畔管理は良好です。</p> <p>地域との調和も良いです。</p> <p>次の整理番号6番の農地および申請人「受け人」の報告を、米倉委員にお願いします。</p>
米倉委員	<p>はい、米倉委員。</p> <p>整理番号6番について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>農地の形状は、長方形で良いです。</p> <p>周辺一帯は田ですが、東側にソーラー発電があります。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>今は、作付はしてありませんでしたが、稲作の跡がありました。</p> <p>続きまして、受け人の報告をします。</p> <p>受け人は、譲渡される方が叔母であり、親戚になります。</p> <p>叔母の息子、娘は県外に在住しており、田は作らないということで、相続しないということで受け人に贈与されたものです。</p> <p>後継者は、〇〇に息子さんが住んでいるそうです。</p> <p>取得後は稲作をされるそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号7番の農地および申請人「受け人」の報告を、岩屋委員にお願いします。</p>
岩屋委員	<p>はい、岩屋委員。</p> <p>整理番号7番について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇から〇〇地区へ抜ける境の県道〇〇〇号線沿いの道路沿いの北側にあります。</p>

議長（会長）	<p>渡し人との関係は、他人です。</p> <p>この申請農地は、両親が住んでいる家の前にあります。</p> <p>申請農地には、今は何も作付してありませんでした。</p> <p>続いて、受け人の営農状況は、稲作と園芸の複合経営の専業農家です。</p> <p>後継者は、今現在受け人が後継者になられたばかりで、自分の子供がまだ小さいのでわからないとのことでした。</p> <p>所有農地の管理も、両親の協力の下適正に管理されており、問題ないと判断します。</p> <p>次の整理番号8番の農地および申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p>
増田委員	<p>はい、増田委員。</p> <p>申請番号8番について報告します。</p> <p>農地について、農地は〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇の中央部分にあります。</p> <p>農地の形状ですが、悪いです。</p> <p>極端に谷底にあるような田んぼです。</p> <p>申請農地一帯は、田んぼと山林です。</p> <p>日照はやや良好です。</p> <p>接道は非常に悪いです。</p> <p>用排水の状況も悪いです。</p> <p>申請農地の作付は、水稻を作付されるそうです。</p> <p>現在は荒れているような状況です。</p> <p>受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇〇自治会に住まれています。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>渡し人との関係は、他人です。</p> <p>後継者本人です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>取得後は、田んぼとして利用されるそうです。 所有農地の管理も良好です。 地域との調和も良いです。 次に、整理番号9番の農地および申請人「受け人」の報告を、 竹下会長代理にお願いします。</p>
<p>竹下会長代理</p>	<p>はい、竹下会長代理。 それでは、整理番号9番の説明をします。 実はこの案件は、去年の12月に申請が1月の案件として申請 が出たのですが、この受け人が非常に農地をあっちこっち借り ている、7、8か所あったと思うのですが、これが全て耕作放 棄地みたいに荒れていまして、このままこの案件も同じような 状況になるのではないかと見に行ったら、案の定荒れていまし ました。 要は、1月の時点でこういう状態であれば、この案件も許可が できないというような判断をして、取下げをされました。 その後、またきれいに整備をしたらもう1回調査するというこ とで、再調査をしました。 2月23日に一回全部見たのですが、1か所残っていまして、 3月10日に終わったという話で再調査したら整備はされてあ りました。 除草をただけで、耕うんとかまだやってありませんが、耕作 する意思が見えたかなということで、事務局の方で申請を受け ましょうかというような話になったので、申請をされたとい うことです。 しっかり管理をされるかどうかわかりませんが、よく目を光ら せていないといけないというような気がします。 それから、受け人に対してですが、牛が〇〇頭ぐらい、生産を やっておられまして、これだけの農地を借りている、飼料作物</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>渡し人との関係は、他人です。 後継者はあります。 取得後の利用は、田んぼです。 所有農地の畦畔とか、地域との調和は良いです。 作業等は生産組合に依頼するとのことでした。 以上報告を終わります。</p>
<p>永田委員</p>	<p>はい、続きまして、次の整理番号11番の農地および申請人「受け人」の報告も永田委員にお願いします。</p> <p>はい、永田委員。</p> <p>整理番号11番の報告をします。 農地は、〇〇〇〇〇自治会内にあります。 これも先ほどと同じで山麓線から〇〇〇〇〇〇に入って架橋下をくぐって300メートル行った右が自宅で、左側が田んぼになってます。 その田んぼの東側にあります。 基盤整備はされています。 農地の形状は正方形です。 一帯は田んぼです。 日照も良いです。 接道もあります。 用排水も良好です。 作付は水稻です。 次に、受け人の報告をします。 受け人は、〇〇〇〇〇自治会内に住んでいます。 営農状況は専業です。 稲作、露地野菜などを作っています。 渡し人との関係は、他人です。 後継者はいます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>取得後の利用は、田んぼです。 所有農地の畦畔は良好、地域との調和も良好です。 以上報告します。 次に、整理番号12番の農地および申請人「受け人」の報告を 土器委員にお願いします。</p>
<p>土器委員</p>	<p>整理番号12番の農地、受け人について報告します。 農地の報告から行います。 申請農地は、田19筆、畑11筆、計30筆です。 申請農地は、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇自治会にあります。 農地の位置については、〇〇〇公民館から半径2キロの範囲に 申請農地が30筆あります。 筆数が多いので、まとまっている地域ごとに4つの範囲に分け て報告します。 まず、〇〇〇公民館から北に700メートルの範囲にある農地 6筆について報告します。 基盤整備はされています。 農地の形状は、四角形です。 申請農地周辺の状況は、水田に囲まれています。 日照、接道は良く、問題ないと判断します。 次に、〇〇〇団地東に600メートルの範囲にある農地12筆 を報告します。 基盤整備はされています。 農地の形状は四角形です。 申請農地周辺は水田、山林、宅地があります。 日照、接道が良く、問題ないと判断します。 次に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇西600メートルの範囲にある畑の別 について報告します。 基盤整備はされていません。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>上村委員</p>	<p>農地の形状は畑1筆のみが三角形で、外5筆は四角形です。</p> <p>申請農地周辺の状況は畑があり、山林に囲まれています。</p> <p>日照、接道は良く、問題ないと判断します。</p> <p>次に、〇〇〇付近の6筆について報告します。</p> <p>基盤整備がされています。</p> <p>農地の形状は四角形です。</p> <p>申請農地周辺の状況は、田が広がっています。</p> <p>南に河川があります。</p> <p>日照、接道は良く、問題ないと判断します。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、〇〇と兼業で稲作主体の営農をされています。</p> <p>渡し人との関係は、親子です。</p> <p>高齢になってきたので、息子への全ての農地を贈与することにしたとのことでした。</p> <p>後継者については、受け人である息子さんですが、ゆくゆくは孫が継いでくれるという話でした。</p> <p>現在〇〇の方で、畜産の勉強をされているということでした。</p> <p>農地取得後の利用状況は、水稻と飼料作を予定しています。</p> <p>所有農地の畦畔の管理は良好です。</p> <p>地域との調和については、周辺の方とのトラブルもなく問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号13番の農地の報告を上村委員に、申請人「受け人」の報告を、園田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を上村委員にお願いします。</p> <p>はい、上村委員。</p> <p>上村委員</p> <p>整理番号13番の農地計7筆について、報告します。</p>
---------------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>申請農地は、〇〇〇〇自治会内にあり、公民館の北西50メートルに地番が〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、農道を挟んで〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、その西側50メートルに、〇〇〇-〇〇、〇〇〇-〇、〇〇〇番があり、周辺は水田です。</p> <p>基盤整備されており、日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>既に畔塗りがされており、防草シートも貼ってありました。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。</p>
<p>園田委員</p>	<p>はい、園田委員。</p> <p>それでは、受け人について報告をします。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会に在住です。</p> <p>米主体の専業農家です。</p> <p>内訳は5町歩ぐらい作っているが、米を3町歩ぐらい、WCSを2町歩ぐらいということでした。</p> <p>今回なぜ〇〇〇の辺りにと思うんですけども、既にその地区に耕作地があり、そしてまた渡し人が同級生ということで〇〇に住んでいて、ざっと眺めたときに、〇〇〇〇〇〇をされていて、私が考えるには、この〇〇〇地区に担い手の方がいるのかなど。</p> <p>それで、同級生のあなたが引き受けてほしいという話になって、それなら引き受けようとなって、価格はいくらでもいいからというようなことで、安いかもしれませんが、この価格に落ち着いたということです。</p> <p>受け人は、後継者は〇〇歳の市内の会社にお勤めの方がいますが、この方がするかどうかは、まだそういう話はしていないということでした。</p> <p>地域のいろんな行事にもよく出席をされて、田畑の管理も良くされています。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>親父さんの時代から米作りの専業農家であったと記憶しています。</p> <p>以上報告します。</p> <p>ほ場につきましては、〇〇〇地区、〇〇地区、〇〇、今回の〇〇〇〇、それから前々から借り受けていて、これらの地区に点在していますが、歳はあまり私と変わらないけれども頑張っているようです。</p> <p>以上報告します。</p> <p>次に、整理番号14番の農地および申請人「受け人」の報告を、中津富夫委員にお願いします。</p>
<p>中津富夫委員</p>	<p>はい、中津富夫委員。</p> <p>まず、農地について報告します。</p> <p>整理番号14番と整理番号15番が1枚になっているところがあるため、14番と15番をまとめて報告します。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>中津富夫委員</p>	<p>はい、お願いします。</p> <p>申請農地は〇〇自治会内にあり、〇〇〇〇〇の北側に位置します。</p> <p>整理番号14番の〇〇〇〇－〇〇と、整理番号15番の地番〇〇〇〇－〇〇は1枚の畑になっています。</p> <p>15番の地番〇〇〇〇は、他の畑を1枚挟んで東側にあります。</p> <p>農地の北側は山林ですが、農地の形状、日照、接道も良好です。</p> <p>申請農地は耕うんされており、サツマイモを作付する予定とのことでした。</p> <p>14番と15番の渡し人は姉妹であり、受け人とは友人で、今まで受け人が賃貸借されていた畑です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>受け人について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、専業農家です。</p> <p>稲作、露地野菜、ハウスピーマン、栗を作っています。</p> <p>受け人は両親と3人で営農されていますが、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p> <p>次に、整理番号16番の農地の報告を下原委員に、申請人「受け人」の報告を増田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を下原委員にお願いします。</p> <p>はい、下原委員。</p>
<p>下原委員</p>	<p>整理番号16番の農地3筆について報告します。</p> <p>申請地は〇〇〇自治会内にあつて、〇〇〇〇〇の東側にある農地です。</p> <p>基盤整備された長方形の水田で、宅地と水田が混在した場所です。</p> <p>日照、接道、用排水は問題ありません。</p> <p>今は稲作の跡がありました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を、増田委員にお願いします。</p> <p>はい、増田委員。</p>
<p>増田委員</p>	<p>申請番号16番の受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内に住んでいます。</p> <p>営農状況は専業です。</p> <p>また、渡し人との関係は他人ですが、農業委員会を通じて購入されるそうです。</p> <p>農業委員会の紹介で購入されるそうです。</p> <p>後継者は、お孫さんが〇〇〇さんですが、認定農業者です。</p> <p>取得後の利用状況ですが、田んぼとして利用されるそうです。</p> <p>所有農地の管理も行き届いており、良好です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>4月10日以降にえびのに移住されるそうです。 そうなったときは、現在の畑のところにハウスを2棟建てたいと。 あと観葉植物です。 エバーフレッシュとか、アンスリウムとか商品盆栽を、黒松とか加賀楓とかたくさんありますが、そのようなものを育てていきたいということです。 道の駅には当然出品していきたいとのことでした。 これからも一生懸命やりたいということでした。 これで報告を終わります。 次に、整理番号18番と19番の農地および申請人「受け人」の報告を、竹下会長代理にお願いします。</p>
<p>竹下会長代理</p>	<p>はい、竹下会長代理。 それでは、整理番号18番、19番を一緒に説明します。 まず農地が、申請番号18、19とも隣同士くっついていて、それから受け人が一緒です。 ということで、まとめて報告をしたいと思います。 まず、農地に関しては、〇〇〇〇〇〇〇〇線って〇〇〇の方に県道がずっと走っていますが、その川内川の〇〇橋というのがあります。 こちらから向かいますと、〇〇橋を渡ってすぐ左側の田んぼになります。 川内川の横になるわけですが、〇〇〇〇〇の農地は隣接してしまっていて、一緒に移動することで非常に便利がいいというような考え方から対応していました。 現在は荒れていました。 荒れていたのですが、この18番の田んぼは、渡し人が時々除草をされていたということです。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>19番に関しては、前に借りていた人が耕作せず、非常に荒れてました。</p> <p>両方とも渡し人の承諾を受けまして、今除草作業はすべて終わっています。</p> <p>一部耕うんが終わっています。</p> <p>そういうことで、これから始めていこうかということです。</p> <p>それで、18番は売買です。</p> <p>19番は使用貸借というような形で進めました。</p> <p>この受け人も、新規就農というか、去年から対応してはいたのですが、新規就農で一生懸命やっていくということで、最終的には5、6町歩を確保したいと聞いています。</p> <p>そういうことで、今後の活躍が期待できるのではないかと思います。</p> <p>まだ〇〇歳で、若いです。</p> <p>以上です。</p> <p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>判断根拠を説明します。</p> <p>今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域の調和要件など問題はないということです。</p> <p>したがって、計19件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。</p>

議長（会長）	<p>判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第57号の審議に入ります。</p> <p>ここで、所有権移転、整理番号1番の譲受人は〇〇委員です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、所有権移転、整理番号1番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転、整理番号1番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、所有権移転、整理番号1番はお諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、所有権移転、整理番号4番の譲受人は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、所有権移転、整理番号4番の審議に入ります。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 所有権移転、整理番号4番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 はい、全員賛成と認めます。 よって、所有権移転、整理番号4番はお諮りのとおり決定します。 ○○委員の退席を解きます。 （○○委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>続いて、所有権移転、整理番号1番、4番を除く議案第57号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 はい、山下委員。</p>
<p>山下委員</p>	<p>16番について、質問します。 この受け人の経営、自作、これが書いてないのですが、現在農地は持ってないということでしょうか。</p>
<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>はい、事務局お願いします。 整理番号16番について、農地の経営面積の記載がないということで、法人としての農地所有は今回が初めてになります。 この受け人である○○○○○○○○○さんの代表取締役である方、○○○○○○○が所有している農地、あと借り入れている農地で、今法人の方は経営をしているという状況です。</p>
<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>今回は、初めて法人で取得をするという状況です。 補足です。</p>

	株式会社〇〇〇〇さんは、法人の設立が令和〇年〇月〇〇日と なっています。
議長（会長）	今の説明でよいですか。
山下委員	はい、ありがとうございます。
議長（会長）	他に質疑ありませんか。
	はい、森永委員。
森永委員	すいません、今の〇〇〇〇の件で、この方が露地園芸なのか、 何なのかを教えてもらえれば、今後同様な案件があったときに 経営内容が和牛なのか、何なのか判断できるのでお願いしま す。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	引き続き、整理番号16番についての質問ということで、営農 類型については露地野菜になります。 品目としては、水稻、露地のピーマン、加工用ブロッコリー、 ハウレンソウ等を作付している法人となります。
議長（会長）	よろしいですか、森永委員。
森永委員	はい。
議長（会長）	はい、他にないですか。
	はい、竹下会長代理。
竹下会長代理	参考のために、わかれば教えていただきたいんですが。 12番の生前贈与の案件が44筆ありますが、この贈与税とい うのは、どのぐらいになるんでしょうか。
議長（会長）	事務局よろしいですか。
	事務局、説明をお願いします。
事務局	贈与税について、簡単に説明します。 まず贈与税に関しては、固定資産の評価額の金額によって税額 が変わってくるので、今回の案件で贈与税がいくらになるか ということ、説明することができないというのが一点です。

<p>議長（会長）</p> <p>事務局長</p>	<p>また、農地に関しては、税制措置として納税猶予という制度がありまして、事前に申請をしておくことだと思います。</p> <p>この納税猶予の申請をしておくことで、贈与税として納めるのではなく、この贈与者が亡くなったときに相続税として払う形をとることができますので、いわゆる贈与税よりも相続税の方が、税控除が大きいです。</p> <p>個別によって変わりますが、そういう手続きになります。</p> <p>はい、局長より補足があります。</p> <p>今の納税猶予の説明がありましたけども、先ほどあったように、贈与税についてはこの土地の場所によって評価額が変わりますので、詳細な金額というのは今わからないのですが、先ほどありましたように、この生前一括贈与をして、今年贈与すれば来年の申告時期に納税猶予の手続きを税務署で行う必要があります。</p> <p>その贈与税というのが、贈与した人が亡くなるまで猶予されます。</p> <p>亡くなった後に先ほどあったように相続税に切り替わるんですけども、相続税は控除が非常に大きいです。</p> <p>2500万円に相続人の数掛ける500万円だと思います。</p> <p>だから、大きい額の控除があるので、田んぼや畑を一括贈与したところで、おそらくこれも何百万という額にはならないはずなんですね。</p> <p>なので、基本的に贈与者が亡くなった時点で免除になります。</p> <p>控除額としては、相続税に切り替わったときに、その2500万以上の金額というのはほぼなく、えびの市でそういった評価の高い農地はありません。</p> <p>なので、相続した人が亡くなった時点で、免除という形でもう払わなくてよくなります。</p>
---------------------------	---

	<p>ですが、生前一括納税猶予を選択すると、途中でその農地を売ったり、農地を転用したりすると、この税金がかかってきます。</p> <p>それで、支払う税金は、利子税と言って、例えば5年後にしたら5年間分の利子を含めて払わないといけなかったりとか、制約は非常に厳しいですので、そういった予定がなければこの制度を使ってもいいんですけども、そこは来年の申告時期にこの制度を申し込むか申し込まないかで変わるわけです。</p> <p>なので生前一括贈与したからといって、その納税猶予を申請しないといけないわけではなくて、本人の意思で来年申告に行つて申請をすることでその適用を受けることが可能という、これにも要件があります。</p> <p>耕作している18歳以上の後継者に贈与するなどの要件があるので、それらをクリアした人はそういった届け出をして納税を受けることができるということで、あと3年に1回この議案にかかってきますが、耕作しているという確認を受けないといけないです。</p> <p>その証明を税務署に提出する必要があります。</p> <p>なので少し手続きは複雑、手間がかかりますけども、そういった制度が現在もあるということでご理解いただければと思います。</p> <p>納税額については、先ほどあったように具体的には今申し上げられないということです。</p> <p>はい、他に質問はないですか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転、整理番号1番、4番を除く議案第57号は原案の</p>
議長 (会長)	
議長 (会長)	

議長（会長）	<p>とおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第57号はお諮りのとおり決定します。</p> <p>次の議案が長くなりますので、ここで休憩をとります。</p> <p>ちょうど20分までの休憩とします。</p> <p>（休憩 10時10分 ～ 10時20分）</p>
議長（会長）	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、議案第58号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案の説明に入る前に、一部訂正箇所がありますので、先に報告します。</p> <p>28ページ、38番の備考欄のところを下原委員になっていますが、新原委員の間違いになりますので、修正をお願いします。</p> <p>それでは、議案第58号、農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権設定等について説明します。</p> <p>議案の説明の前に、システムの変更による注意点を一部お伝えします。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>真ん中の形態というところがありまして、これまでは使用貸借等が備考欄の方に入っていたものが、この形態のところに入るようになっていますので、少し細くて見づらいところもありますが、ご確認をお願いします。</p>

園田委員の掘り起こしです。

整理番号2番、田3筆、7068平米の賃貸借です。

整理番号3番、田2筆、2385平米の賃貸借です。

整理番号4番、田7筆、3057平米の賃貸借です。

17ページをご覧ください。

整理番号5番、田9筆、4055平米の賃貸借です。

整理番号6番、田3筆、1681平米の賃貸借です。

18ページをご覧ください。

整理番号7番、田1筆、1108平米の賃貸借です。

整理番号8番、田6筆、6897平米の賃貸借です。

整理番号9番、田5筆、5314平米の賃貸借です。

19ページをご覧ください。

整理番号10番、田9筆、2723平米の賃貸借です。

吐師委員の掘り起こしです。

整理番号11番、畑3筆、6473平米の賃貸借です。

20ページをご覧ください。

整理番号12番、田2筆、2095平米の賃貸借です。

整理番号13番、畑1筆、1272平米の賃貸借です。

岩屋委員の掘り起こしです。

整理番号14番、田1筆、1248平米の賃貸借です。

整理番号15番、畑3筆、2029平米の賃貸借です。

21ページをご覧ください。

整理番号16番、田1筆、1565平米の賃貸借です。

整理番号17番、畑3筆、4925平米の賃貸借です。

整理番号18番、畑5筆、3671平米の使用貸借です。

22ページをご覧ください。

整理番号19番、田1筆、2431平米の使用貸借です。

整理番号20番、田1筆、2158平米の賃貸借です。

整理番号21番、田1筆、440平米の使用貸借です。
23ページをご覧ください。

整理番号22番、田1筆、303平米の使用貸借です。

整理番号23番、田2筆、3484平米の賃貸借です。

整理番号24番、田1筆、1536平米の賃貸借です。

24ページをご覧ください。

整理番号25番、田1筆、836平米の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、1004平米の賃貸借です。

園田委員の掘り起こしです。

整理番号27番、田3筆、3703平米の賃貸借です。

25ページをご覧ください。

整理番号28番、田1筆、3805平米の賃貸借です。

整理番号29番、田1筆、806平米の賃貸借です。

整理番号30番、田2筆、5551平米の賃貸借です。

整理番号31番、田3筆、4021平米の賃貸借です。

26ページをご覧ください。

整理番号32番、田4筆、5668平米の賃貸借です。

整理番号33番、田1筆、959平米の使用貸借です。

27ページをご覧ください。

整理番号34番、田1筆、1171平米の賃貸借です。

整理番号35番、田13筆、9419平米の賃貸借です。

28ページをご覧ください。

整理番号36番、田3筆、3824平米の賃貸借です。

整理番号37番、田1筆、1277平米の賃貸借です。

整理番号38番、田4筆、9994平米の賃貸借です。

新原委員の掘り起こしです。

29ページをご覧ください。

整理番号39番、田1筆、1798平米の賃貸借です。

整理番号40番、田1筆、2045平米の賃貸借です。
整理番号41番、田4筆、5704平米の賃貸借です。
30ページをご覧ください。

整理番号42番、田3筆、1526平米の使用貸借です。
整理番号43番、田1筆、3702平米の賃貸借です。
31ページをご覧ください。

整理番号44番、田2筆、2323平米の賃貸借です。
整理番号45番、田1筆、5894平米の使用賃貸借です。
整理番号46番、田11筆、2万87平米の賃貸借です。
32ページをご覧ください。

整理番号47番、田2筆、3212平米の賃貸借です。
整理番号48番、田6筆、3334平米の賃貸借です。
33ページをご覧ください。

整理番号49番、田3筆、1504平米の賃貸借です。
整理番号50番、田1筆、1979平米の賃貸借です。
整理番号51番、田1筆、2222平米の賃貸借です。
34ページをご覧ください。

整理番号52番、田2筆、5237平米の賃貸借です。
整理番号53番、田2筆、2386平米の賃貸借です。
整理番号54番、田7筆、5774平米の賃貸借です。
35ページをご覧ください。

整理番号55番、田3筆、1884平米の使用貸借です。
整理番号56番、田2筆、1628平米の賃貸借です。
36ページをご覧ください。

整理番号57番、田1筆、1352平米の賃貸借です。
整理番号58番、田1筆、670平米の使用貸借です。
整理番号59番、田3筆、畑2筆、計5筆、1万181平米の
使用貸借です。

	<p>37ページをご覧ください。</p> <p>整理番号60番、田1筆、1380平米の賃貸借です。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>整理番号61番、田8筆、1万7655平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号62番、田2筆、2048平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号63番、田1筆、1289平米の賃貸借です。</p> <p>39ページをご覧ください。</p> <p>整理番号64番、田11筆、5888平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号65番、田3筆、1982平米の賃貸借です。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>整理番号66番、田1筆、277平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号67番、田2筆、2832平米の賃貸借です。</p> <p>米倉委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号68番、田1筆、326平米の賃貸借です。</p> <p>41ページをご覧ください。</p> <p>整理番号69番、田1筆、3347平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号70番、田3筆、4433平米の使用貸借です。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>整理番号71番、田1筆、2863平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号72番、田3筆、3717平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号73番、田7筆、3972平米の賃貸借です。</p> <p>43ページをご覧ください。</p> <p>整理番号74番、田5筆、6868平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号75番、田3筆、畑2筆、計5筆、3907平米の使用貸借です。</p> <p>44ページをご覧ください。</p> <p>整理番号76番、田1筆、畑2筆、計3筆、1899平米の賃貸借です。</p>
--	--

整理番号77番、田4筆、2591平米の使用貸借です。
45ページをご覧ください。

整理番号78番、田4筆、3932平米の賃貸借です。

整理番号79番、田6筆、4909平米の賃貸借です。

46ページをご覧ください。

整理番号80番、田2筆、3523平米の賃貸借です。

岩屋委員の掘り起こしです。

整理番号81番、畑1筆、2090平米の使用貸借です。

前原委員の掘り起こしです。

整理番号82番、畑2筆、6410平米の使用貸借です。

前原委員の掘り起こしです。

整理番号83番、田4筆、2177平米の賃貸借です。

47ページをご覧ください。

整理番号84番、田3筆、1605平米の使用貸借です。

整理番号85番、田1筆、2604平米の賃貸借です。

48ページをご覧ください。

整理番号86番、田1筆、1018平米の賃貸借です。

整理番号87番、田6筆、2022平米の賃貸借です。

整理番号88番、田2筆、1793平米の賃貸借です。

49ページをご覧ください。

整理番号89番、田1筆、2058平米の賃貸借です。

すみません、議案の訂正箇所がありますのでお願いします。

40ページ、申請番号が66番。

対価等の受け手分の方が、単当たり〇〇〇〇円になっているのですが、〇〇円に修正をお願いします。

申し訳ありませんでした。

以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作する

議長（会長）	<p>ことおよび農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号2番は、受け人が〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>これより整理番号2番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>はい、質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第58号、整理番号2番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第58号、整理番号2番はお諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号16番の受け人は、〇〇委員です。</p> <p>よって、整理番号16番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>

議長（会長）	<p>それでは、整理番号16番の審議に入ります。 委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第58号、整理番号16番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第58号、整理番号16番はお諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号17番の受け人は、〇〇委員が役員を務める法人です。 よって、整理番号17番は、農業委員会等に関する法律31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号17番の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>はい、質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第58号、整理番号17番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第58号整理番号17番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号33番、60番および61番の受け人は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号33番、60番および61番は農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号33番、60番および61番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第58号、整理番号33番、60番、61番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第58号、整理番号33番、60番、61番はお諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>

議長（会長）	<p>それでは、整理番号2番、16番、17番、33番、60番、61番を除く議案第58号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号2番、16番、17番、33番、60番並びに61番を除く議案第58号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第58号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>よって、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第59号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理権設定等）について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局。</p> <p>それでは、議案第59号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について説明します。</p> <p>50ページをご覧ください。</p> <p>この議案は、農地中間管理機構の売買事業の案件となります。</p> <p>本案件の申請件数は4件です。</p> <p>51ページをご覧ください。</p> <p>システム移行による様式の変更はありません。</p> <p>資料の修正があります。</p> <p>整理番号3番です。</p>

〇〇字〇〇〇〇〇〇番の申請農地の面積が漏れておりました。
「505平米」の追記をお願いします。
それに伴いまして、合計の面積が「1472平米」から「1977平米」となります。
大変申し訳ありませんでした。
それでは、申請内容について概略を説明します。
整理番号1番、事業区分は支援事業の即売りです。
申請農地は、田3筆、畑4筆、計7筆、6955平米で農振農用地です。
対価は〇〇〇〇〇〇〇〇円です。
受け手は認定農業者であり、和牛繁殖経営を行っています。
農地購入後の利用としては、飼料の作付を予定されています。
担い手区分をご覧ください。
申請農地は〇〇の地域計画内の農地であり、その地域計画内の担い手として受け人は位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。
事業区分の欄をご覧ください。
これは事業を活用する際の農地の出し手、受け手による手数料の負担割合についてになります。
支援事業の場合は手数料が2%、一般事業の場合は手数料が2.5%となります。
受け手が認定農業者であること、団地化要件、基準面積要件、申請対象地が農振農用地であることの全ての要件を満たしておりましたので、支援事業と判断しています。
備考欄のとおり、園田委員の掘り起こしです。
続きまして、整理番号2番。
事業区分は支援事業の即売りです。
申請農地は、田1筆、326平米で農振農用地です。

	<p>対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は、認定農業者で稲作経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請農地は、〇〇の地域計画内の農地であり、受け手は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>備考欄のとおり、山口委員の掘り起こしです。</p> <p>続きまして、整理番号3番、事業区分は支援事業の即売りです。</p> <p>申請農地は、田3筆、1977平米で農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は、認定農業者であり、水稻経営を行っています。</p> <p>農地購入後の利用としましては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請農地は、〇〇の地域計画内の農地であり、受け手は地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であることなど、全ての要件を満たしていましたので、支援事業と判断しています。</p> <p>整理番号4番、事業区分は支援事業の即売りです。</p> <p>申請農地は、田4筆、2853平米で、農振農用地です。</p> <p>対価は〇〇〇〇〇〇〇円です。</p> <p>受け手は認定農業者であり、農地所有適格法人です。</p>
--	--

	<p>稲作経営を行っています。</p> <p>農地購入の理由としましては、水田を予定されています。</p> <p>担い手区分をご覧ください。</p> <p>申請農地は、水流の地域計画内の農地であり、受け手はその地域計画内の担い手として位置づけられていますので、売買事業活用の要件を満たしていると判断しています。</p> <p>事業区分の欄をご覧ください。</p> <p>受け手が認定農業者であることなどの全ての要件を満たしておりますので、支援事業と判断しています。</p> <p>以上、本計画において所有権移転を受ける者は、所有権移転を受けた後に農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、および農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号3番の受け手は、〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号3番は、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号3番の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>はい、質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第59号、整理番号3番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第59号、整理番号3番は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p>
議長（会長）	<p>（〇〇委員 着席）</p> <p>これより整理番号3番を除く議案第59号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
議長（会長）	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号3番を除く議案第59号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第59号は、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、原案のとおり、宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>次に、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」並びに議案第61号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局。</p> <p>議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。</p> <p>今月の許可申請件数は4件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名については省略します。</p>

53ページをお開きください。

議案の説明の前に書式が変更となっていますので、説明します。

新しい書式では、初めに土地の所在、地番、地目、面積等の農地情報が記載され、申請人、転用概要、転用事由、目的、備考欄の形となっています。

権利の欄の有償は、これまでの売買の意味となります。

また、農地区分や、農振区分である立地基準の記載が離れていたり、以前の書式に慣れていると見にくいと思いますが、新しい書式についてご了承ください。

それでは、議案の説明に入ります。

整理番号1番、申請地は、大字〇〇〇〇大字〇〇〇、田2筆、591平米を〇〇〇下り線床版取替工事資材置き場敷地として申請するものです。

権利関係は賃貸借です。

一時転用となります。

立地基準につきましては、農振区分は農振地域内白地、農地区分は第二種農地、都市計画区域は区域外となります。

備考欄に記載してありますが、本申請地は未相続農地であるため、相続人全員同意の上で相続人代表からの申請となります。

また、契約期間は、許可日から1年3か月となっています。

事業費につきましては、敷地整地〇〇〇円、土木シート布設費〇〇〇円、簡易仮設資材〇〇〇〇円、鉄板費用〇〇〇〇円、借地料〇〇〇円、計〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

敷地内の雨水は、敷地内に素掘りの側溝を敷設し、北側水路にて処理されます。

続きまして、整理番号2番と整理番号3番については同一案件となるため、あわせて説明します。

申請地は、大字〇〇字〇〇〇および〇〇〇〇、田2筆、2889平米をスーパーセンター建設敷地として申請するものです。権利関係は売買です。

立地基準につきましては、農振区分は農振地域内白地、農地区分は第一種農地、都市計画区域は区域内用途指定なしとなります。

第一種農地は原則不許可ですが、不許可の例外となる隣接土地と一体的に利用する第一種農地の面積が総事業面積の3分の1以下である場合、通称3分の1要件に該当するため問題ないと判断しています。

備考欄に記載してありますが、事業面積は宅地等農地以外の地目を含んだ14409.9平米となります。

事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇〇〇〇〇円、調査設計費〇〇〇〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇〇〇円を自己資金にて対応されます。

排水関係について、雨水は敷地内に側溝を敷設し、敷地東側地下に設置する調整池へ排水します。

また、店舗排水は合併浄化槽処理後、同じく調整池へ排水します。

調整池で排水を集約後、東側水路へ流量調整を行い、排水する計画となっています。

本案件について、第一種農地の不許可の例外が隣接土地と一体的に利用する第一種農地面積が、総事業面積の3分の1以下である場合に該当するとの説明を行いましたが、このことについて補足説明します。

この例外につきましては、第一種農地の場合は総事業面積に対する申請農地の割合が3分の1以下であった場合に該当します。

今回の総事業面積は14409.9平米で、うち農地面積は2

	<p>889平米です。</p> <p>割合としまして約20%となり、3分の1以下となるため、不許可の例外に該当するものです。</p> <p>続きまして、整理番号4番、申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、483平米を一般個人住宅敷地として申請するものです。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準につきましては、農振区分は農振地域外、農地区分は第三種農地、都市計画区域は区域内第一種住居地域となります。</p> <p>事業費につきましては、土地購入費、登記等費用〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、造成外構工事費〇〇〇〇円、建設費〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、諸経費〇〇〇〇〇〇〇〇円、消費税等〇〇〇〇〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇〇円を融資にて対応されます。</p> <p>雨水は南側市道側溝にて、また、生活排水は合併浄化槽処理後南側市道側溝にて処理されます。</p> <p>続きまして、整理番号5番、申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、1180平米を事務所、住宅用敷地として申請するものです。</p> <p>本案件は既に造成が行われているため、譲渡人からの始末書の提出があります。</p> <p>権利関係は売買です。</p> <p>立地基準につきましては、農振区分は農振地域内白地、農地区分は第二種農地、都市計画区域は区域内用途指定なしとなります。</p> <p>事業費につきましては、土地購入費〇〇〇〇〇円、造成費〇〇〇〇円、建築費〇〇〇〇〇円、計〇〇〇〇〇円を自己資金および融資にて対応されます。</p> <p>雨水は地下浸透および西側市道側溝にて、また生活排水は合併</p>
--	---

浄化槽処理後、西側市道側溝にて処理されます。

54ページをお開きください。

続きまして、議案第61号、非農地証明願いについて説明します。

今月の証明願い件数は2件です。

申請人の住所、氏名については省略します。

55ページをお開きください。

議案の説明の前に、書式が変更となっていますので、説明します。

新しい書式では、初めに農地情報が記載され、判定種目、現況地目、利用状況、申請人、備考欄の形となっています。

判定地目の山林原野については、システムでの表記となります。

現況地目は、利用状況欄をご確認ください。

また、これまでであった農地区分等の立地基準や根拠の記載がなくなっていますが、根拠については備考欄へ記載をしています。

以前の書式に慣れていると見にくいと思いますが、こちらについても新しい書式についてご了承ください。

それでは、議案の説明に入ります。

整理番号1番。

申請地は、大字〇〇〇字〇〇、畑2筆、856平米です。

判定地目は山林原野となり、利用状況は現況山林となります。

非農地の根拠につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地です。

整理番号2番。

申請地は、大字〇〇字〇〇、田1筆、280平米です。

判定地目は山林原野となり、利用状況は現況原野となります。

<p>議長（会長）</p>	<p>非農地の根拠につきましては、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地です。 ただいま事務局の説明が終わりました。</p>
<p>前原第3小委員会</p>	<p>議案第60号並びに議案第61号については、去る3月26日に第3小委員会で審議をされています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここで、第3小委員会から報告をお願いします。 はい、前原第3小委員会委員長。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、第3小委員会の報告を行います。 少し説明が長くなりますので、座って説明します。</p>
<p>委員長</p>	<p>会長から招集を受けまして、昨日3月26日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>今回の議案は、農地法第5条許可申請4件、非農地証明願い2件、計6件でした。</p>
<p>委員長</p>	<p>初めに、議案第60号、農地法第5条の許可申請、整理番号1番について説明します。</p>
<p>委員長</p>	<p>借受人は、西日本高速道路株式会社が発注している宮崎自動車道〇〇〇橋床版取替工事、床版というのは床板という意味であったと思いますが、受注している法人です。</p>
<p>委員長</p>	<p>本工事を実施するため、工事に使用する資材等を保管する場所を探していたところ、工事施工場所に隣接する本申請地が利便性が良く適当と判断し、相続人代表者に相談したところ了承を得られたために申請されたものです。</p>
<p>委員長</p>	<p>場所は、〇〇〇〇〇地区の高速道路高架橋のすぐ北側に位置します。</p>
<p>委員長</p>	<p>申請地の周囲の状況は、東側、西側および南側は道路、北側は水路に接しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>西側に農地がありますが、資材を置くときに境界から2メートル</p>

ルほど距離を空けておく計画です。

また、簡易仮設資材を使用し、シラス等による造成を行わないため原状復旧もすぐにできる計画とのことでした。

この資材の説明も添付されてありまして、撤去後すぐに原状に復旧ができるという優れた資材ということでした。

周辺の農地への影響はないと判断し、問題は見当たりませんでした。

整理番号2番、3番は同一事業となるため、あわせて説明します。

譲受人は、〇〇市に本拠を置くスーパーマーケットで、全国展開を行う法人です。

えびの市内、西小林地区、鹿児島県湧水町吉松からの集客が見込める土地を検討し、本申請地が適当との判断に至り、土地所有者へ相談したところ、了承を得られたため申請されたものです。

場所は、〇〇地区の国道沿いです。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇があった一帯となります。

申請農地の周囲の状況は、〇〇〇〇に店舗や住宅地、農地が混在していますが、〇〇〇番〇は、南側の農地に接しています。

隣接農地等の境界には擁壁を設置し、また敷地は舗装工事を行い、土砂の流出防止を行う計画です。

事業地内には水路がありますが、暗渠および点検孔を設置し、申請者において管理を行うとの土地改良区からの同意を得ているとのことでした。

周辺農地への影響はないと判断し問題は見当たりませんでした。

整理番号3番について説明します。

譲受人は、現在家族2人で持家に住んでいるとのことですが、

	<p>雑木が覆い茂って、長期にわたり、これ10年ぐらいと判断しましたが、長きにわたり耕作されていないという状況でした。整理番号2番、願出地は、大字〇〇字〇〇で〇〇地区となりますが、〇〇公民館から北東に約300メートルのところに位置します。</p> <p>願出地の周囲の状況は、全て山林に接しています。</p> <p>現在は山林の伐採がされており、木はありませんでしたが、願出地の周囲は山林であり、植林されることなど周囲の状況からして耕作はできないと判断いたしました。</p> <p>以上第3小委員会は慎重審議しました結果、農地法第5条許可申請4件、非農地証明願い2件について問題は見当たりませんでしたので、全会一致で許可相当および非農地としてもやむを得ないと判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては申請書に基づき審査した結果、問題ありませんでした。</p> <p>立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでした。</p> <p>また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>よって、今月の議案第60号および第61号の計6件につきましては、転用許可基準および非農地判断基準を全て満たしてい</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>ると判断します。 以上です。 ただいま、第3小委員会委員長報告並びに事務局の説明が終わりました。 これより議案第60号並びに議案第61号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第60号並びに議案第61号に対する第3小委員会の判断は、許可相当または非農地として承認相当です。 また事務局の判断も同様です。 お諮りします。議案第60号並びに議案第61号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、全員賛成と認めます。 よって、議案第60号並びに議案第61号は、お諮りのとおり決定します。 なお、議案第60号は、許可相当として県知事に意見を進達します。 ここで長引きましたので、休憩をとりたいと思います 6分程度休憩をとります。 11時25分に開催します。 （休憩 11時19分～ 11時25分）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等に</p>

<p>事務局長補佐</p>	<p>ついて」を議題とします。</p> <p>事務局長補佐から説明をお願いします。</p> <p>はい、事務局長補佐。</p> <p>案第62号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、説明します。</p> <p>56ページとなります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第37条および農業委員会等に関する法律施行令第15条に基づき、令和8年度最適化活動の目標の設定等案を作成したので、意見を求めるということです。</p> <p>これにつきましては、3月末までに目標設定を行って4月末に農業委員会の確認を受けた後、ホームページ等で公表および県の方に報告することとなっています。</p> <p>57ページをご覧ください。</p> <p>令和8年度最適化活動の目標設定等です。</p> <p>「農業委員会の現在体制」は、令和5年7月27日から令和8年の7月26日までの任期を記載しています。</p> <p>「農業委員の構成等」については、前年度と変わらずそのままということで、右側の農地利用最適化推進委員についてもそのままです。</p> <p>2番、「農家、農地等の概要」です。</p> <p>総農家数が空欄となっていますが、ここについては、2025年の農業センサスの数字を入れることになっています。</p> <p>その下の農業経営体数は出ているのですが、公表されているのが概算値であり、総農家数の公表は未だないところです。</p> <p>3月末から4月頭に公表されるのではないかという情報もありまして、農業会議に確認をした結果、ここは空欄のまま、わかった段階で入れるようになっています。</p> <p>右側の農業者数、基幹的農業従事者数は「1154、うち女性</p>
---------------	--

40代以下65」としてありますが、この数字についてはセンサスの数字になっています。

右側、認定農業者数や新規認定就農者数、その他構成になっていますが、これ現段階でわかっている数字で入れているところ
です。

その下です。

耕地面積ですが、ここも最近まで公表はないところ
です。

今回議案を配付した後に通知がありまして、農地および作付面積統計の数値は変わりますので、ご了承ください。

加筆をお願いします。

耕作面積は、田「2250」、畑「1210」が「1200」、計「3470」が「3440」です。

田が「2250」、畑が「1200」、計「3440」になります。

ということで、約30ヘクタールほど減っています。

次、裏面に移ります。

ここも一番上の管内の農地面積が先ほどの件で、「3470」から「3440」に変わってきます。

これまでの集積面積ですが、ここが「1665」で、そのまま
ですので、集積率の方が「47.8」から「48.4」に変わ
ります。

これに伴いまして目標です。

②の目標ですが、目標が令和5年の9月に策定しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想で、集積率の目標は80%となっています。

真ん中の農地面積のところ、先ほどの「3440」に変わ
ってきますので、ここも数字が変わってきますが、今年度の新規集積面積が「1111」がありますが、「1087」というこ

	<p>とです。</p> <p>真ん中ですが、遊休農地の解消は、1号遊休農地はいわば緑と黄色の部分です。</p> <p>ここは49ヘクタール。</p> <p>ここも前年と変わらなかったのですが、内訳については緑が「28」と黄色が「21」となってます。</p> <p>前年比較すると黄色から緑に移行しています。</p> <p>全体的には変わっていません。</p> <p>その下、目標面積とあります。</p> <p>ここについては、令和3年度の目標ですので、特に今のところ変更はありません。</p> <p>右側に移ります。</p> <p>新規参入の促進で、令和5年度、令和6年度と前年度報告の数字です。</p> <p>令和7年度の新規参入者につきましては、「2経営体、〇〇〇ヘクタール」です。</p> <p>2経営体ですが、1経営体につきましては養鶏ですので、農地の所有がありません。</p> <p>1経営体につきましては、約〇〇〇ヘクタールになっています。</p> <p>ここでは、目標、権利移動面積の目標値もあります。</p> <p>令和4年度、令和5年度、令和6年度の権利移動面積です。</p> <p>3条、基盤その他中間管理事業は、ここ3年間の4年、5年、6年度の平均が「219」でした。</p> <p>本市の10%を目標となっていますので、「21.9ヘクタール」としています。</p> <p>真ん中です。</p> <p>最適化活動の活動目標については、毎年ですが、1人当たりの活動日数を月に「7日」で設定しています。</p>
--	--

議長（会長）	<p>実際の実績をみていますと、平均すると3日から4日になって いますので、今後上げていかなければいけないと思っていま す。</p> <p>その下です。</p> <p>活動強化月間を、設定目標は3回で設定するようになっていま す。</p> <p>7月、8月を農地の集積、担当地区における地域計画の話し合 い活動に参加ということにしていますが、地域計画等の話し合 いという内容に変更したいと思います。</p> <p>1月については、遊休農地の解消の項目です。</p> <p>ここは例年どおりです。</p> <p>最後のページ、60ページになります。</p> <p>新規参入相談会につきましては、年に1回以上ということで、 毎年ですが、今年も11月に開催されます宮崎市の相談会に参 加人数1名としています。例年会長と事務局の2名が参加し ています。</p> <p>こういう内容で、最適化の目標を立てて農業委員会の審議にか けた上で、先ほど申しました農業会議への報告、ホームページ の公表、県への報告という流れになってきます。</p> <p>今後は、5月総会に令和7年度の最適化目標の実績の審議をお 願いしなければなりませんので、関連としてお伝えしたいと思 います。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第62号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>はい、森永委員。</p>
--------	---

森永委員	修正ですが、57ページのところの上のところ、農業委員会名がありますが、ここが誤りです。
議長（会長）	はい、事務局長補佐。
事務局長補佐	<p>ここは修正いたします。</p> <p>ついでに申し上げますが、先ほどの修正箇所も含めて、まだ3月末が来てない状況で目標設定するようになっています。</p> <p>多少数字が動くところがありますので、ご了承いただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>他にないですか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第62号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第62号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第63号「地域計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>畜産農政課から説明をお願いします。</p>
畜産農政課長補佐	<p>はい、畜産農政課長補佐。</p> <p>畜産農政課担い手対策係の遊木と申します。</p> <p>今回、地域計画の変更に係る意見聴取について、農業委員会の意見を求めるため、お願いしたところです。</p> <p>62ページの令和7年度に地域計画変更の必要があったのが15地区ありました。</p> <p>それぞれの地区の計画の中身につきましては、以下資料に添付</p>

されているとおりですが、変更の理由としてそれぞれ地区ごとに説明します。

1番目から上大河平、丸岡の地域計画につきましては、担う者に位置づけをする方が変更になったことと、エリアが少し拡大されました。

昨年度と比較しないと少しわからないとは思いますが、耕作者で担う者が増えたことで面積が増えることもあります。

次に、下大河平の地域計画です。

こちらにつきましては、非農地による除外がありましたので、エリアが少なくなった部分と担う者に位置付けられる方が増えたことによって、エリアが変更になってます。

ここに位置づけられた方は鶏舎、鶏をされる方で、その方の鶏舎の部分の面積が増えているので、耕作面積としては転用により除外された分が減っただけになります。

次に、今西、上江の地域計画。

こちらにつきましては、担う者に位置づけが必要な方が出てきて、その方の面積の部分、エリアが拡大されました。

今西地区は、78ページからの資料になります。

次に、西川北です。

西川北につきましては、88ページからです。

こちらは新たにですね、遊休農地解消事業に取り組む方がいらっしやいまして、西川北の遊休農地になっている地域のところを改善されて、そこで耕作を行う方が出てきましたので、その部分を地域計画エリア内に含めたところなんです。

なので、各エリアが拡大されました。

場所としてはですね、中山間直払いエリアになると思いますが、地図上ではすごくわかりづらいですが、棚田の部分だということなんです。

次です。

5番目、南昌明寺地区につきましては96ページ以降です。
こちらにつきましては、担う者に位置づける必要がある方がいらっしゃいますので、その方が変更になっています。

担う者に位置づけるというのは、99ページのところにありますが、ここに認定農業者とか認定新規就農者につきましては、明確に位置づける必要がありまして、いろんな事業の取り組みに影響しますので、そういう方、必要な方につきましては位置づけを行っています。

続きまして6番目、飯野麓東部地区です。

102ページ以降です。

令和7年度に地域集積協力金に取り組みました。

そのため、集積に伴う耕作者を変更していますので、その関係で地図が変更になっています。

その分を反映したところでは。

誰がどこってというのは細かいことになるので、この地図上、資料上ではわかりづらいとは思いますが。

続きまして、出水地区、108ページです。

出水地区につきましても、担う者に位置づけが必要な方がいましたので、その方を位置づけました。

こちらにつきましては、養鶏の方なので鶏舎として、農業用施設を位置づけました。

続きまして、白鳥畑かん地区です。

114ページ以降です。

ここでは、担う者に位置づけが必要になった方がいます。

117ページの担う者、そちらに新たに認定新規就農者として位置づけをしました。

続きまして、尾八重野地区、122ページです。

尾八重野地区につきましては、令和8年度に転用の予定がある地区の農地を除外するために、先に地域計画から除外する必要性がありましたので、除外したところです。

地番につきましては、地図上で少しわかりづらいですが、耕作がされていない農地だということです。

10番目、下方・小岡丸につきましては、128ページ以降になります。

こちらにつきましても、担う者に位置づけが必要になられる方がいましたので、変更しました。

131ページの担う者の一覧の部分で認定新規就農者を位置づけしました。

11番目、苧畑中山間地集落協定の地区です。

136ページです。

こちらの中山間直接支払交付金の対象農地が広がることに伴い、対象地区は交付金の対象地区にするためには、地域計画に位置づけないといけないという決まりがありますので、今回地域計画の変更を行ったものです。

12番目、末永地区です。

まず142ページです。

こちらにつきましては、担う者に位置付けないといけない方が出てきましたので、その方を位置づけたのですが、この方は認定農業者ではないのですが、利用者として位置づけておかないと、機構の事業の取り組みなどに影響があるので位置づけをしました。

13番目、池島地区です。

150ページです。

こちらにつきましては、担う者に位置づけを必要な方を位置づけました。

	<p>池島地区で、来年度以降新規認定就農者がハウスを取得する予定がありますので、その方を位置づけました。</p> <p>14番目、水流地区です。</p> <p>156ページです。</p> <p>こちらにつきましても、担う者に位置づけが必要になりましたので、その方を位置づけています。</p> <p>159ページの担う者一覧の部分です。</p> <p>最後に、弁財天地区です。</p> <p>162ページです。</p> <p>弁財天地区につきましては、地域集積協力金事業に取り組まれ、集積組合を今年度立ち上げられました。</p> <p>それに伴う耕作者の変更に伴う担う者一覧の変更および地図の変更がありましたので、地域計画の変更をしました。</p> <p>以上になります。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>畜産農政課からの説明が終わりました。</p> <p>これより議案第63号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>畜産農政課から説明があります。</p>
<p>畜産農政課長補佐</p>	<p>はい、畜産農政課長補佐。</p> <p>地域計画につきましては、令和6年度末に48区で策定が済みました。</p> <p>今年度の初めに皆さんに、こういう地図も一緒に配付されたと思います。</p> <p>地域計画が作成されたエリアに広がっていつている地図です。</p> <p>この整備計画の中身は、将来の担い手を位置づける目標地図というものを作成して、地域の中で農地を守っていく話し合いを行ってほしいという国の制度ですが、実際去年策定した地域計</p>

<p>議長（会長） 森永委員</p>	<p>画の中身では、現耕作者を位置づけるにとどまりました。 地域の中で、誰に農地を任せていくのかという話し合いの場はなかなか難しいという現状がありましたので、現状で地域計画を策定したところです。 今後、この地域計画が目的のように策定、変更されていくためには、皆様のご協力と、地域の方々との話し合いの場、そういうご協力をいただく必要が多々出てくると思いますので、今後とも地域の農地の耕作者の情報や誰に集約していったら、地域の農地を守るのかという話し合いの場に、私どもも参加させていただき、地域の農地を守っていこうということで考えていますので、ぜひよろしくをお願いします。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>はい、森永委員。</p> <p>勉強のため教えてほしいのですが、今の説明の中で153ページと154ページで質問しますが、左の17番の〇〇〇さんが右の図面で真ん中よりも上に緑の濃い部分があると思いますが、これが〇〇さんのハウスの場所になるんですか。</p>
<p>議長（会長） 畜産農政課長補佐</p>	<p>はい、畜産農政課長補佐をお願いします。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>〇〇さんが今度ここを取得する予定がありまして、事業の経費が結構かかるので、事業費の目的のためにも、地域計画に位置づけが必要となりましたので、位置づけをしました。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、他にないですか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第63号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長（会長）	<p>（全員挙手）</p> <p>はい、全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第63号は原案のとおり決定します。</p> <p>なお、市長に対しその旨を通知します。</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">午後11時52分</p>
--------	--